

豊岡市竹野地域小中一貫校開設準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊岡市立竹野小学校及び竹野中学校からなる施設一体型小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の開設に関し意見を聴くため、豊岡市竹野地域小中一貫校開設準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小中一貫校の学校種別に関する事。
- (2) 小中一貫校の名称、校歌、校章等に関する事。
- (3) 小中一貫校の学校運営に関する事。
- (4) 小中一貫校のPTA組織に関する事。
- (5) 小中一貫校の開設準備に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫校の開設に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域団体の代表者
- (2) 児童、生徒又は幼児の保護者
- (3) 学校園の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員会にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課及びこども教育課が共同して処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。